

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 9 号

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年寒川町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「若しくは神奈川県に区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。